

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
当日の翌日  
が休日は、  
当日の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 保安林の指定解除
- 飼料の分析検査の概要
- 生活保護法による医療機関の指定
- 家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施
- 新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地の立入りの許可
- ◇ 公 告 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第三百四十九号）第二十六条第一項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三―七一八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第六百二十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十年九月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検 査					検 査 結 果	収 去 年 月 日
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	その他		
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場 三井印若豚完全配合飼料肉豚前期用 三井印若豚完全配合飼料肉豚後期用	2,906 3,428	14.0 16.7 13.0 14.2	1.5 3.3 1.5 2.9	7.5 3.3 7.5 4.6	10.0 6.4 10.0 5.8		昭和40年9月15日 鳥取市行徳はの205 因伯通運株式会社倉庫	
横浜市神奈川区新浦島町2の2 日本豊産工業株式会社横浜工場 ワルエイ印大雛育成用完全配合飼料大雛用	3,149	14.0 16.5	3.0 3.1	7.0 4.4	10.0 7.0		昭和40年9月15日 鳥取市行徳4番地11 鳥取ワルエイ飼料株式会社倉庫	
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 ワルエイ印完全配合飼料成鶏タカラ ワルエイ印完全配合飼料成鶏用タカラ ワルエイ	3,436 3,437	17.0 17.9 17.0 18.6	3.0 4.2 3.0 3.2	7.0 2.6 7.0 4.0	10.0 10.2 10.0 11.0	モミ穀検出	昭和40年9月15日 鳥取市富安335 中村産業株式会社倉庫 △モミ穀検出 △粗灰分過剰 △粗灰分過剰	

備考 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量で、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	表 示 区 分	検 査 結 果					収 去 年 月 日
飼 料 名 称	区 分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要 注 出 物	
製造事業場の所在地及び名称	区 分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要 注 出 物	収 去 年 月 日
飼 料 名 称	区 分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要 注 出 物	収 去 年 月 日

収 去 年 月 日  
その他特記すべき事項

坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場 ヲルエイ印完全配合飼料ハイミルク	表	16.0 17.2	2.0 2.2	10.0 8.7	10.0 8.1	炭酸カルシウム	4%	昭和40年9月15日 鳥取市行徳4番地11 鳥取ヲルエイ飼料株式会社倉庫
尾道市吉和町261番地 日本配合肥料株式会社 動植物性蛋白質混合飼料	表	50.0 35.1		2.0 3.5	28.0 32.5	さび、かに粕 炭酸カルシウム	10% 8%	昭和40年9月15日 鳥取市行徳4番地11 鳥取ヲルエイ飼料株式会社 倉庫 △粗蛋白質不足 △粗繊維過剰 △粗灰分過剰
姫路市飾磨 株式会社井上精麦所 オール混合麦糖								鳥取市富安333 中村産業株式会社倉庫

備考 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量で、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 診 療 科 名 開 設 者 名

昭和四十年十一月一日 渡辺内科医院 米子市上福原字北浜温泉一八三九の六 内科、小児科 渡辺 仁

鳥取県告示第六百二十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して、注射を受けることを命ずる。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和四十年十二月二十七日から

昭和四十一年十二月二十六日まで

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第六百二十七号

昭和四十年九月十日付で江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年十二月十日から二十日とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字江北 江北土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和四十年十二月三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律百七十号）による電気事業の用に供す

公 告

る電気工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡用瀬町大字用瀬、古用瀬、金屋、安藏、樟原、鳥井野、川中及び宮原地内

八頭郡智頭町大字市瀬、中島、湯屋及び魯ノ原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年十二月七日から

昭和四十一年十二月六日まで

昭和40年11月に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和40年12月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

上田 昭夫 前田 茂樹 正田 傳培 山根 敬

井手野成紀 牧田 迪夫 大江 碩也 天野 智文

横野 敏郎 二宮 教和 高野 順紀

2 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

伊藤 清

3 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者

奥繁 京子 西尾 富江 門永 睦子 岸田 越美子

山田 博子 長田 紀恵 植原 昭子 西畑 由美子

寺坂 明子